

令和6年矢板市議会定例会

第399回定例会議

報告事項説明書

令和6年12月

矢板市

報 告 事 項 説 明 書

令和6年矢板市議会定例会第399回定例会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、専決第10号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第6号）であります。

令和6年10月9日の衆議院解散に伴って執行された衆議院議員総選挙に係る経費で、歳入歳出にそれぞれ2,775万6千円を追加計上し、予算総額を155億8,717万1千円に補正したものであります。

法の定めるところにより、専決処分をいたしましたので報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第2号 市長の専決処分事項報告については、令和6年8月31日、栃木県矢板市中1053番4の市道中・安沢1号線上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を2,140円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋) 省 略

報告第3号 市長の専決処分事項報告については、令和6年7月27日、栃木県矢板市針生537番7の認定外道路上において発生した倒木事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を1,807,807円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋) 省 略

報告第4号 市長の専決処分事項報告については、令和6年8月31日、栃木県矢板市幸岡1500番1の市道幸岡・鹿島町1号線上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を14,000円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋) 省 略